

議案第 7 号

飛騨市選挙公報の発行に関する条例について

飛騨市選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において選挙公報を発行するための制定

## 飛驒市選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2条 飛驒市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに1回発行しなければならない。

(掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添え、委員会の指定する日時までに委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文においては、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう掲載をしてはならない。

(発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。ただし、掲載文は前条第2項に抵触しない範囲とする。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする。

(発行の中止)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行を中止する。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市選挙公報の発行に関する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において選挙公報を発行するための制定
制定改廃の根拠等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき制定するもの
条例の概要	<p>1 制定の趣旨</p> <p>飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙において、有権者が候補者に関する情報を知る機会を確保するため、候補者の氏名、写真、政見等を掲載した文書（選挙公報）を発行するために制定するもの。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>1 (1) 選挙公報の発行、配布</p> <p>飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙が行われるときに、選挙ごとに選挙公報を1回発行し、選挙期日の2日前までに配布することを規定する。 (第2条、第4条、第5条関係)</p> <p>(2) 掲載の申請</p> <p>候補者が選挙公報に掲載を希望する場合は、選挙管理委員会の指定する日時までに文書で申請することを規定するとともに、掲載禁止事項を規定する。 (第3条関係)</p> <p>(3) 発行の中止</p> <p>無投票及び天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときの発行中止について規定する。 (第6条関係)</p>
市民への影響等	選挙公報の発行・配布によって、候補者にとっては自らの政見等を有権者に知らしめる機会が拡充、有権者にとっては候補者情報を知る機会が拡充されることとなる。
施行日	令和5年4月1日
備考	